四の三　法第二百六十五条の二十八第一項第十号に規定する預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務に関する事項
四の四　法第二百六十五条の二十八第一項第十一号に規定する預金保険法第百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務に関する事項
附則第五条第四号中「及び特別会員（法附則第一条の二の十三第二項」を「、特別会員（同条第二項」に改める。
附則第六条中「第一条の二の十四第一項又は第二項」を「第一条の二の十五第一項から第三項まで」に改める。

（投資者保護基金に関する命令の一部改正）

第三条　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
七　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項
八　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務に関する事項
九　預金保険法第百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務に関する事項
（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第四条　銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「銀行が」の下に「適格性の認定等に係る合併等（」を、「規定する合併等」の下に「をいう。第四条第四項において同じ。）」を加え、「同条第一項に規定する救済金融機関」を「救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。同号において同じ。）」に改める。
第四条第四項第一号中「預金保険法第六十五条に規定する」及び「同法第五十九条第二項に規定する」を削り、「同条第一項」を「預金保険法第五十九条第一項」に改め、「救済銀行持株会社等」の下に「又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等」を加え、同項第二号中「預金保険法第六十五条に規定する」を削り、「同法第五十九条第二項に規定する」及び「同条第一項に規定する」を削り、「救済金融機関」の下に「又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等」を加える。
（長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第五条　長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「長期信用銀行が」の下に「適格性の認定等に係る合併等（」を、「規定する合併等」の下に「をいう。第四条第四項において同じ。）」を加え、「同条第一項に規定する救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。同号において同じ。）」に改める。
第四条第四項第一号中「預金保険法第六十五条に規定する」及び「同法第五十九条第二項に規定する」を削り、「同条第一項」を「預金保険法第五十九条第一項」に改め、「救済銀行持株会社等」の下に「又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等」を加え、同項第二号中「預金保険法第六十五条に規定する」を削り、「同法第五十九条第二項に規定する」及び「同条第一項に規定する」を削り、「救済金融機関」の下に「又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等」を加える。
（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第六条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第四項中「救済金融機関」の下に「又は同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「救済金融機関」の下に「又は同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定救済金融機関等」を加える。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

○内閣府　財務省　厚生労働省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「救済金融機関」の下に「又は同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等」を加える。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。